

第1 監査の請求

1 請求人

略

2 請求書の提出

平成24年2月8日

3 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『1、請求の要旨

(1) 請求の対象職員

大阪府知事 松井 一郎

(2) 財務会計上の行為

大阪府の助成金（3百万円）の返還請求をしない行為。

(3) 不当理由

○平成21年6月に「春木中学校運動場緑化委員会」が申請元となり、大阪府の助成金3百万円の交付を受けた。同委員会名で、助成金の申請・事業経過報告・会計監査等の書面を大阪府に提出したが、同委員会は1度も開催された事実がない。実質的には、同委員会は、大阪府の補助金の交付を受けるため、形式を整えただけの「ペーパー委員会」であり、同委員会の構成メンバーとして記載された地域の代表者等は、今回の芝生化事業に何ら関与はしていない。即ち、大阪府に提出された書類は全て虚偽記載に当る。

岸和田市立春木中学校校長・教頭が画策し、大阪府の助成金を詐取した疑いが強い。また当初申請時から、泉州農と緑の総合事務所が「ペーパー委員会」と認識しながら、交付した疑いもある。

○平成23年8月22日「春木中学校運動場緑化委員会」は解散し、大阪府に書面で提出している。即ち、申請元が既に存在しない。また、今後この事業を継続することもない。

○平成23年12月16日「春木中学校PTA臨時総会」で春木中学校運動場を「元の土のグラウンド」に戻す決議が採択された。即ち、グラウンド内にある芝生は勿論のこと、井戸・貯水タンク・スプリンクラー全てを撤去することが決議された。

○平成23年12月27日～30日にかけて岸和田市立春木中学校校長・教頭が中心となりグラウンド内にある全ての芝生を剥ぎ取りグラウンドから除去した。（別添写真の通りの状態であります）
現在の春木中学校のグラウンドは、当初の大阪府に申請した事業内容と全く相違する状態となった。従って助成金を交付した大阪府としては、早急に3百万円全額を返還請求すべきであるが、未だに

返還請求はなされていない。

(4) 損害の内容

結果として、大阪府の助成金 3 百万円が本助成金制度の趣旨から逸脱した事業に交付された。

大阪府に 3 百万円の損害を与えた。

(5) 措置請求の内容

早急に、大阪府は、助成金 3 百万円を当初申請した「春木中学校運動場緑化委員会」（A 委員長）に返還請求することを請求する。

2、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。 』

第 2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

2 請求人の陳述

(1) 法第 242 条第 6 項の規定により、平成 24 年 3 月 2 日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- ・ 本件は、松井一郎知事に、岸和田市立春木中学校運動場緑化委員会（以下「緑化委員会」という。）に対して 300 万円の返還請求することを求めるもので、これは、大阪府からの補助金 300 万円を得ようとするを目的としたペーパー委員会であるということが一番の大きな理由です。大阪府への申請書類等の中にはそれらしく書いてありますが、緑化委員会のメンバーのほとんどは、私を含めて、地元のメンバーは名前を勝手に使われたという経緯があります。当事者の校長からも補助金をもらうため、名前を貸してほしいという趣旨であったことは事実です。大阪府の審査が十分でなかったかどうかはわかりませんが、結果として補助金が支出されたということです。
- ・ 一昨年 12 月 16 日に新聞とテレビ報道で芝生問題が取り上げられました。生徒たちが十分な部活動、運動が出来ないということで、岸和田市立春木中学校（以下「春木中学校」という。）の保護者及び P T A（以下「春木中学校 P T A」という。）が学校と掛け合って話し合った結果、あのような行動となりました。
- ・ 昨年の 12 月に春木中学校 P T A 総会を行いまして、大多数の賛成で元の土のグラウンドに戻すということが決定されました。岸和田市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）もその決議

を尊重してこのたび工事をする事になりました。したがって、昨年末、すでに表面的な芝生はすべて取り除かれたんですが、元の土の状態に戻すには、10センチ以上根が張っていますので、その土を全部取り除いた後に、土を入れて整地するというものです。

- このようにすでに芝生がないということに加えて、もともと補助金を詐取するためのペーパー委員会に対して大阪府が支出してしまったんですが、こういう状態になりましたので、当事者である緑化委員会に返還請求をするのが適当であると考えて、松井知事に対して請求をすることになりました。
- その経緯につきましては、大阪府泉州農と緑の総合事務所（以下「泉州事務所」という。）並びに大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室の方とも個別に協議してきまして、知事に対しての返還請求要請を昨年書面で提出していましたが、なかなかそれが実行されないということで、住民監査請求という正式な手続でそれを要請したいということです。
- 平成22年12月4日及び5日に芝生を撤去した件ですが、その年の11月に、春木中学校PTAと校長で、芝生があることで生徒たちが部活が出来ないため、芝生の部分を土にさせてほしいということを協議しました。そのときに、学校側が整備します、不十分な場合は保護者がもう一度整備しなすことにしました。芝生があるとソフトボールやテニス、野球の練習ができませんし、学校のグラウンドですから、生徒たちが体育や部活ができるようにするため、芝生を取り除いたというものです。
- その権限は何に基づくものかということについては、まず1年半、野球部、女子ソフトボール部、あるいはテニス部がまったくクラブ活動ができない状態に追い込まれ、これらの部は、春木中学校の生徒でありながら、学校のグラウンド以外のところに行って練習をしています。料金を別に払ってクラブ活動をしている場合もあります。対外試合も事実上断られるという事態が1年半続きました。
- 現在、高校2年生及び高校1年生の生徒については、学校行事という名目で芝生を張らされました。野球部、テニス部、女子ソフトボール部の生徒たちは、芝生を張ってしまうとどういうグラウンドになるかということを知の上で芝生を張られています。その中で一年間半やってきて、さすがに子ども達も練習ができないということで、親に何とかしてほしいと話がありました。怪我をしている生徒もいます。
- 我々としては、教育活動の一環であるクラブ活動をさせてもらうため、土のグラウンドに戻してほしいということで要望書を校長に提出しました。それに基づいて、校長と保護者40名で話し合いをしました。その中で、我々と一緒に学校側と整備をさせてもらいたいと提案させてもらったんですが、校長は、学校がまず最初に、11月15日から30日までの期間に整備をしますということでした。ただ、我々としては納得がいかなければ、我々でそのあと整備をしますよということ

とで、校長と保護者との間で合意がなっています。

- ・ 実際に学校が行った整備というのは不十分なものでした。ボールが自然とフェールグラウンドへ転がり、いたる所に芝生が点在しているという状況で、我々の要望とはかけ離れた状態でした。そこで了解のもと正門を開けてもらって、その上で18トンの真砂土を用意いただいて、保護者と生徒、延べ二日間で120名の動員で整備をしました。
- ・ でたらめな新聞記事を書かれたことで、我々保護者は、非常にいわれのない中傷を受け続けました。何も夜討ち朝駆けでやったわけではなく、校長の同意のもと行って、こういうことになったわけです。怒り心頭という以外に申し上げることはございません。
- ・ 芝生については、みなさん非常にいいイメージをお持ちかと思いますが、いわゆるゴルフでいうティーグラウンド状態なので、そこでテニスをしたり、野球をしたり、ソフトボールをしたりできないものなんです。
- ・ 権限については、生徒達にはクラブや運動ができる権利があると思います。それに基づいた撤去だと考えております。
- ・ 補足しますと、権限というのは、学校長と保護者の合意のもと行っています。新聞報道によりますと3千平米をはがしたということが書かれていますが、事実はそのではありません。野球部とソフトボール部に都合の良いグラウンド整備をするということで、校長と合意しています。土を入れていく中で、どうしても芝生が突出するところがあります。はがれている芝生のないところと芝生のあるところがあると、雨が降りますと芝生のあるところに土が乗り、外にまた芝生が張るという状態になりますので、普通のグラウンド状態ではなく、10センチ以上の凹凸が突出してきますので、その部分をはがしたものです。実際にはこの部分以上は、はがしておりません。
- ・ 新聞報道やテレビ報道によりますと、たくさん芝生がはがされたように映っていますが、実際には100平米程度で新聞報道には間違いがあります。そういう意味ではがしたのは事実ですが、それは校長と協議した結果ということでご理解いただきたいと思ひます。

(2) 平成24年3月2日付けで請求人らから証拠書類として、春木中学校の運動場の状況、PTA総会の模様及び大阪府環境農林水産部への申入れの様子を収録したDVDの提出があった。

3 監査対象事項

大阪府知事が、緑化委員会に対して交付した大阪府みどりの基金みどりづくり推進事業補助金（以下「基金事業補助金」という。）について、違法又は不当に返還請求を怠る事実があるか。

4 監査対象部局

第3 監査対象部局の陳述

- 1 監査対象部局である大阪府環境農林水産部及び泉州事務所に対し、平成24年3月2日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。
 - ・ 基金事業補助金は、平成17年度から実施しており、府民からの寄附を積み立てた基金を活用して、地域の緑化組織に協働で行う緑化活動を支援するものです。
 - ・ この基金事業補助金の補助要件は、地域の緑化組織が行う緑化活動であること、校庭の芝生化等、地域の公開性のある施設で行う緑化活動であること、緑化活動を行う施設の所有者や管理者の同意を得ており、かつ、活動後も緑化された部分が継続して適正に維持管理される見込みがあることです。
 - ・ 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限300万円までの範囲で補助するもので、公募により募集し、外部委員で構成される大阪府みどりの基金委員会（以下「基金委員会」という。）において審査を行い、その順位づけに従い、補助金の交付先を決定します。
 - ・ 本件補助金は、春木中学校の運動場のほぼ全面の8,976平米を芝生化する緑化活動に要する経費で、自動散水設備、芝刈機、肥料散布機、冬芝の種、明示板の総額602万7千円を補助対象事業費として、補助金300万円を緑化委員会に交付したものです。
 - ・ 本件大阪府みどりの基金事業計画書（以下「事業計画書」という。）に緑化委員会の名簿がありますが、この緑化委員会の申請当時の委員長はA氏です。また、校長と教頭も委員となっています。ただ、教頭については、NPO法人代表という立場で参画しています。この緑化委員会はこれらの14名によって構成されたものです。
 - ・ 請求人は、緑化委員会が大阪府の補助金を受けるため形式を整えただけのペーパー委員会であり、虚偽記載に当たると指摘されていますが、それは請求人の認識であり、府としてはそう認識していません。
 - ・ まず緑化委員会が一度も開催された事実がないとの指摘については、当時の基金事業補助金の補助要綱では申請団体の会議の開催や議事録の添付を求めておらず、府は確認を行う立場にございません。しかしながら基金事業補助金の交付申請に必要な書類は提出されており、また、基金委員会による審査に際しては、緑化委員会を代表するものが出席し、申請内容について質疑応答をしていることから、申請者の要件を備えており、正式に書類を受理し、審査の上、補助金の交付を決定しました。
 - ・ また、平成21年6月19日に実施した春木中学校運動場の緑化事業についても、当日立ち会った泉州事務所職員が、緑化委員会委員を含む地域住民の参加を確認しており、実際に運動場の緑化事

業を実施しています。緑化委員会全委員のそれぞれがどのように運動場の緑化事業に関与しているかは確認していませんが、実際の事業に参加されている委員も確認しておりますので、何ら関与していないとは言えません。

- ・ 以上から府は申請者としての要件を備えていたと判断しています。
- ・ 助成金を詐取した疑いについては、本件補助事業の完了検査において、現地で補助対象である散水設備等の工事及び機械器具の購入を検査したところ、申請内容に沿って事業が完了していることを確認するとともに、実績報告書に添付された精算書類から適正な支出を確認しています。
- ・ 緑化委員会の解散については、平成23年8月22日付けで春木中学校緑化委員会委員長、春木中学校PTA会長B氏から知事あての書面が、同年9月13日に提出されています。しかし、府の認識では、申請者である緑化委員会の委員長は、A氏であったことから緑化委員会委員への聞き取りを行いましたところ、A委員長からB委員長への交代については、両氏の個人間でのやり取りがなされ、緑化委員会内で委員長の交代及び委員会の解散については、共有されていない状況であるとのことでした。
- ・ そのため府としては、緑化委員会が解散しているという認識はしていません。
- ・ 一方、同年12月27日付けで緑化委員会委員長A氏から知事あてに、緑化委員会委員14名中8名の同意を得て、代表者をA氏からC氏に変更した旨の文書が提出されており、府としては新委員長はC氏であると認識しています。
- ・ 今後この事業を継続することもないという指摘については、緑化委員会代表者変更届と同日付で新委員長名により緑化活動の中止と芝生の全面撤去の報告が知事に対して行われたことから、府としても事業継続の見込みがないと認識し、平成24年1月4日には実際に春木中学校の芝生の撤去が行われたことを確認しています。
- ・ このため、府では、緑化委員会の現在の代表者であるC氏と補助金の取扱いについて協議をし、補助金を返す意向であるという申出を受けたところです。
- ・ 府が本件補助金300万円の返還請求をしないことについて、考え方を説明します。この案件は、平成21年6月5日の本件補助金交付申請から、同月19日の芝張り作業、同年12月10日に完了検査を受け、補助金の確定を行い、その後維持管理についても適正に実施されていましたが、平成22年12月の春木中学校の一部保護者により運動場の芝生が一部撤去されることになりました。しかし、緑化委員会としては、運動場に残った芝生に対して、その後も維持管理活動を実施しており、原状回復をする意思もあったことから、府としては緑化委員会や市教育委員会と協議を行い、原状の回復と今後の方針を明らかにするよう緑化委員会に求めてきました。
- ・ また、平成23年3月8日には、泉州事務所長から緑化委員会委員長A氏あてに、同月22日までに春木中学校の運動場の芝生に関する今後の方針を書面で提出するように求める文書を手交しまし

た。しかしながら文書で回答を求めた期限までに文書回答が行われなかったため、その後も府としては原状回復と事態の解決に向けて、緑化委員会や市教育委員会とたびたび調整を行ってきました。

- ・ しかし結果としては、平成 23 年 12 月 27 日付けで正式に緑化委員会から緑化活動継続の中止と芝生の全面撤去の申出があったことから、原状回復への働きかけはこれ以上困難であり、補助金の返還を求めるとの方針を決め、取り組んでいます。
- ・ まず当時の大阪府補助金交付規則、大阪府みどりの基金みどりづくり推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、みどりづくり推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）の規定違反に基づく返還請求命令に該当するか否かについて、法務相談を行いながら検討を行ってきました。
- ・ 本事業の場合は、まず補助対象者となり得る緑化組織であったかどうかにつきましては、本事業の趣旨が市民参加による緑化活動を広く支援するものであり、交付要綱で地域の緑化組織の運営方法を規定することは、多様な形で市民参加を制限することになることから、緑化活動を行う組織の運営方法については、交付要綱で規定していません。また、先ほど形式上整えただけのペーパー委員会であるとの指摘に対して、府としては申請者としての要件を備えていたと判断していることから、これをもって要件違反に当たらないと解釈しています。
- ・ 次に緑化活動の継続の中止につきましては、本補助事業は事業後も適切な維持管理が行われることを趣旨とし、当時の交付要綱にも「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は管理者の善良なる注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること」を補助条件として規定しておりますが、交付要綱の中で維持管理すべき期間については明記していません。これは本事業は、地域住民やPTAが協働し、地域の公開性がある施設で実施する緑化活動であることから、地域で取り組んだ緑化が地域で未永く維持管理されることを想定しており、今回のような短期間で維持管理活動を中止されるという事態を想定しなかったためです。
- ・ したがって、本事業は、相当期間、維持管理活動を行うことを前提としていますが、交付要綱に維持管理期間を明示していないことから、維持管理活動を中止することを理由に補助金交付規則、交付要綱、実施要領に基づき本件補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還請求を行うことはできないと解釈しています。
- ・ 「春木中学校運動場の正常化に関して」という平成 23 年 12 月 22 日付けで春木中学校PTA会長と春木校区町会連合会会長から大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室長と泉州事務所長あてに提出されました書面の中に、補助金が不当に使用されているとの指摘があったことから、本件補助金が不正に使用された事実の有無について調査を実施しました。確認方法としましては、本件補助事業実績報告書に添付されております領収書等の関係書類の再調査、平成 24 年 1 月 11 日及び 2 月 3 日に緑化委員会委員にも確認を行うとともに帳簿の確認を実施し、同年 1 月 30 日に給水設備工事会社に聞き取り確認を実施しました。

- ・ 確認結果は、事業主体の緑化委員会に対して、補助対象及び補助対象外の経費について、帳簿、領収書を再調査し、支出先及び支出金額について府への報告と齟齬がないことを確認しました。また、補助対象の散水設備工事及び補助対象外の井戸工事を実施した施工業者に対して、領収書控、売掛金集計帳を調査し、その中に補助対象工事金額、補助対象外工事金額が記載されていたことを確認しました。さらに業者に工事代金の受領日、受領金額、受領方法について調査し、緑化委員会にも聞き取りを行ったところ、緑化委員会及び施工業者の説明が一致することを確認しました。
 - ・ このことから、この補助金 300 万円については、補助対象経費のみに使用されていたことを再度確認したところです。
 - ・ 以上を踏まえ、それぞれの規定に違反する事実が確認されていないことから、本件補助金交付決定の取消し及び補助金返還請求を行うことはできないと解釈しています。
 - ・ ただし、この補助事業は、助成により地域で取り組んだ緑化を、地域で未永く維持管理してもらうことを趣旨としており、これまで緑化の形状を変更したいという相談があれば、樹木や芝生の移植により緑化を継続するよう指導しており、このように短期間で維持管理が中止された例はありませんでした。
 - ・ また、本事案を機に過去 5 年間に交付決定をした同補助事業 36 件について、改めて現地調査を実施したところ、本事案以外に維持管理を中止した事例はなく、緑化は継続していることを確認しています。
 - ・ 以上のことから、府としては、本事案は短期間で維持管理を中止しており、本事業の趣旨に著しく反していることから、補助金全額 300 万円の返納について、泉州事務所と緑化委員会とで協議し、平成 24 年 2 月 7 日に緑化委員会委員長 C 氏から口頭で全額の返納について同意を得、同月 15 日に、泉州事務所長から緑化委員会委員長 C 氏に対し、平成 21 年度の基金事業補助金について、平成 23 年 12 月 27 日付けにおいて緑化活動を中止する旨の報告がありましたので、基金事業補助金 300 万円について、府に返納するよう求める文書を手交しました。
 - ・ これを受けて、平成 24 年 2 月 29 日付けで緑化委員会委員長 C 氏から大阪府知事あてに、平成 21 年度基金事業補助金 300 万円を同年 4 月 9 日までに返納する旨の文書が提出されたため、これを受理しました。これに基づく納付手続を進める予定です。
- 2 大阪府環境農林水産部の陳述に対して、請求人から以下の意見があった。
- ・ 関係部局は、書面が整っているから、手続がなされているからという説明だと思いますが、実態が把握できてない。生徒たちが被害を受けてきたわけで、今後補助金事業等もそうですが、やはり現場を、真実を把握してほしい。
 - ・ ペーパー委員会等について、府の担当者の方も補助金目当てであると知りながら、いろいろ対応

してたというふうに聞いていて、担当者にも会わせてほしいと申し入れたが難しかった。今後、事業がどういう結果を招くかというところまで少し踏み込んでもらうようお願いしたい。

- この事業で、確認していただきたかったのは、スプリンクラーの設置、貯水槽の設置、井戸の設置について、市教育委員会の方で許可を出してないまま、学校長の権限において工事を進められたということです。我々は一般市民ですから、役所のやり方はわかりませんが、新聞報道に載って、緑化委員会というのが開催されたとき以降に岸和田市の言葉が変わってきました。それ以前は、確認したところ、目的外使用を申請していませんということで返事をいただいていた。
- 当初の緑化事業におきまして、NPO法人から事業申請が行われたのも事実です。そして、目的外使用ではだめだということで市の方から説明を受けた後、そのまま緑化委員会という形でどんどん進んで行って、許可を受けないまま設置したということも事実です。それを認識していただきたいなと思っています。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係

(1) 緑化委員会について

ア 緑化委員会の設置

春木中学校においては、交付要綱及び実施要領にもとづき、春木中学校運動場の芝生による緑化事業を行うべく、春木中学校校長、春木中学校PTA会長、校区連合町会長、NPO法人代表者ら14名を構成員とする緑化委員会が平成21年5月1日に設置された。

イ 緑化委員会の会則

緑化委員会は、目的、委員会の構成員、代表者等の組織運営に関する規範として岸和田市立春木中学校運動場緑化委員会会則を定め、泉州事務所長あてに事業計画書を提出するに当たり、同会則を委員会名簿、組織図とともに資料として添付している。

ウ 緑化委員会の開催

緑化委員会の構成員である請求人の主張によれば、緑化委員会は、本件大阪府みどりの基金みどりづくり推進事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）の提出及びその事前手続である事業計画書の提出に際して、会議が開催されていないとのことであり、監査対象部局においても会議の開催について確認されていなかった。

(2) 春木中学校運動場の緑化事業について

ア 事業計画書の提出等

緑化委員会は、春木中学校運動場の大部分を占める8,976平方メートルに芝生を植えるという

内容で、平成 21 年 5 月 12 日付けで事業計画書を泉州事務所長あて提出し、同年 6 月 3 日に開催された基金委員会において、緑化委員会の監事である NPO 法人代表者が事業内容の説明を行い、同月 4 日に大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室長から事業を採択する旨の通知を受けた。

イ 補助金の交付及び緑化事業の実施

緑化委員会は、平成 21 年 6 月 5 日付けで交付申請書を大阪府知事あて提出し、同月 8 日付けで交付申請書の内容どおりの補助金の交付決定を受けた。

これを受けて、緑化委員会は、平成 21 年 6 月 8 日付けで補助事業着手届を提出し、同月 17 日付けで補助金の交付請求を行うとともに、同月 19 日に春木中学校運動場の緑化作業を行った。当該作業が行われた際、泉州事務所職員が立ち会い、緑化委員会の構成員の一部など地域住民の参加を確認している。

緑化委員会には、平成 21 年 6 月 29 日に概算払いにより 1 回目の支出が行われた。その後、同年 11 月 30 日付けで本件補助事業の完了届が提出され、同年 12 月 10 日に完了検査を受けるとともに補助事業実績報告書が提出され、同月 18 日に補助金の確定が行われている。最終的には、2 回目の支出が同月 24 日に行われ、補助金 300 万円の支出が完了している。

なお、本件補助金の交付決定に際しては、条件として善管注意義務が付されているが、その期間は明示されていない。

(3) 春木中学校保護者による運動場の芝生の一部の撤去及び整地について

ア 春木中学校保護者との緑化事業に係る協議

春木中学校運動場の緑化事業は完了したものの、運動場の大部分を緑化したことから、クラブ活動等に支障が生じているとして保護者から春木中学校へ苦情が寄せられ、同校保護者と春木中学校とで協議が行われた。当該協議では、学校側が平成 22 年 11 月中にクラブ活動に支障が生じないよう運動場の整地を行うことを合意し、春木中学校は、芝生の一部に土を搬入した上で整地を行った。

しかしながら、春木中学校保護者の一部は、学校側の整地が不十分な場合は保護者で運動場の整地を行うという合意があり、春木中学校による運動場の整地が不十分であるとして、平成 22 年 12 月 4 日及び 5 日に運動場に重機を持ち込み、芝生の一部を撤去するとともに土を搬入して整地を行った。

イ 芝生の原状回復に向けた協議

春木中学校保護者による運動場の芝生の一部の撤去が行われた後、泉州事務所職員が、平成 22 年 12 月 14 日に運動場の状況を現地確認するとともに、緑化委員会に対して、芝生の原状回復について、春木中学校保護者と協議を行うよう指導した。

その後、市教育委員会を含め、春木中学校、緑化委員会、春木中学校PTA、泉州事務所で芝生の原状回復や代替措置等について、協議が再三行われた。

しかしながら、平成23年8月22日付けで「春木中学校緑化委員会委員長」として春木中学校PTA会長（ただし、当初の緑化委員会の構成員ではない。）から大阪府知事あて緑化委員会の解散届が提出され、同年10月1日には解散した緑化委員会元副委員長から大阪府知事あて本件補助金300万円の返還請求を行うことを求める文書が提出されている。

以上の経過を経て、平成23年12月16日に春木中学校PTA臨時総会が開催され、春木中学校運動場の芝生の全面撤去を求める決議が行われ、同日付けで春木中学校PTA会長から市教育委員会教育長あてに、平成24年1月の第3学期の始業までに、運動場の芝生及び貯水タンク、スプリンクラー等の設備の撤去を求める申入れが行われた。

また、平成23年12月22日付けで、春木中学校PTA会長及び春木校区町会連合会長から大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室長及び泉州事務所長あてに、本件補助金300万円の返還請求及び本件補助対象経費中の不正な経費使用について調査の上、必要な対処を求める文書が提出された。

ウ 春木中学校運動場緑化事業の継続の断念と補助金の返還の申出

緑化委員会は、これまでの春木中学校保護者との協議を踏まえて、平成23年12月27日付けで春木中学校運動場の緑化事業の継続の中止と芝生の全面撤去を行う旨の報告書の提出を行った。

そして、平成23年12月27日から30日までにかけて春木中学校運動場の芝生の全面撤去が行われ、泉州事務所は、平成24年1月4日、春木中学校運動場の芝生が全面撤去されていることを確認している。

大阪府は、春木中学校運動場の緑化について、緑化委員会が緑化活動を継続する意思がないことや原状回復の望みがないことから、緑化委員会と補助金の返還について協議を行い、平成24年2月15日付けで泉州事務所長が緑化委員会に対して補助金の返還を求め、同月29日付けで緑化委員会委員長から補助金全額の返還の申出が行われた。

エ 補助金の不正使用について

イの本件補助対象経費中の不正な経費使用について調査の上、必要な対処を求める件については、平成24年1月11日及び2月3日に緑化委員会への聞き取り調査及び領収書等の確認が、同年1月30日には本件補助事業の契約相手方である事業者へ施工内容及び工事代金受領額について聞き取り調査及び関係書類の確認が行われ、府の補助金は、補助対象工事にのみ使用されていたことが確認されている。

2 判断

請求人は、春木中学校における基金事業補助金により実施した緑化事業について、その実施主体である緑化委員会が実体のない、いわゆるペーパー委員会であること及び現在の春木中学校のグラウンドからは芝生が全面撤去され、当該緑化事業が目的とした事業内容と全く相違する状態となっていることから、緑化委員会に対し、交付した補助金 300 万円を返還請求するよう求めている。

(1) 緑化委員会について

前記第 4 の 1 (1) 及び(2)に記載のとおり、緑化委員会は、春木中学校運動場の芝生による緑化事業を行うことを目的として春木中学校 P T A 会長、校区連合町会長らを構成員として設置され、目的、委員会の構成員、代表者等の組織運営に関する規範として会則を定め、緑化委員会の代表者である委員長の名において緑化事業に係る事業計画書を作成して泉州事務所長に提出して補助金交付申請を行い、緑化委員会の構成員である委員が基金委員会において事業内容を説明して審査をクリアしており、補助金の交付決定後には、実際に補助金交付申請書どおりの内容で春木中学校の運動場の芝生化が行われ、芝生化の実施に際しては、泉州事務所職員が立ち会い、緑化委員会の委員など地域住民の参加を確認している。

これらのことから判断すると、春木中学校の運動場を芝生化するという目的のもと、地域住民を含めた形で緑化活動が行われたことは事実であり、実際に補助事業が実施されていることから、緑化委員会が、単に大阪府の補助金を受けるための実態のない組織、いわゆるペーパー委員会であったとは認められない。

なお、緑化委員会開催の議事録が存在しないからといって、緑化委員会が緑化事業の事業主体たる団体であったとの判断を覆すものではない。

(2) 春木中学校における運動場緑化事業の継続の中止と補助金の返還について

本件では、春木中学校運動場の緑化事業は完了したものの、その後の維持管理に問題が生じ、平成 21 年 11 月 30 日の緑化事業完了後、約 2 年で芝生が全面撤去されている。

交付要綱第 5 条第 2 号では、本件補助金の交付の条件として「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、管理者の善良なる注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること」と規定しており、補助金により整備した緑化施設の維持管理について善管注意義務を求めるとともに、補助金交付の目的に沿った運営を条件としているが、その期間については明示していない。

しかし、所管部局が過去の補助実績に基づき現状を調査したところ、春木中学校以外に緑化施設の維持管理を中止した例はなく、緑化事業は継続しているとのことである。

補助金交付の条件に、補助事業により取得又は効用の増加した財産の管理についてその期間が明示されていない場合においては、社会通念に照らして相当の期間、善管注意義務と補助金交付の目的に沿った運営が義務付けられていると解すべきであり、事業実施後には、学校教育における使用や地域の方への運動場の開放を計画していたことから考えると、約2年という短期間に芝生が全面撤去されていることは、補助金の交付の条件に反していると解される余地があり、また、補助対象となる機器の耐用年数が残っていることから考えると、補助事業の中止により当該補助事業により取得した財産の残存価格について、返還を求めるべきであるとも言える。

(3) 補助金の自主返還について

本件緑化事業に関しては、春木中学校関係者、地域住民等との調整や意思疎通が十分であったか疑問であり、そのことが緑化事業の中止という事態に至った原因であると考えられるところであるが、芝生による緑化事業の完了後、春木中学校、春木中学校PTA、大阪府ら関係者が緑化事業の継続について話し合いを重ねてきたものと認められ、その結果として、緑化事業の中止に至り、平成24年2月15日付けで泉州事務所長から緑化委員会委員長に対して補助金の返納を求める通知を行い、それを受けて同月29日付けで緑化委員会代表者から補助金の自主返還を申し出ていることに鑑みれば、大阪府知事が違法又は不当に本件補助金の返還請求を怠っているとまでは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件春木中学校における緑化事業に係る補助金の返還請求について、大阪府知事が違法又は不当に怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がないものと判断するので、請求人の請求を棄却する。

第5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

- ・ 本件補助金の自主返還について速やかな処理をされたい。
- ・ 仮に、本件補助金の速やかな自主返還がなされない場合は、必要な措置を講じられたい。